

令和8年7月17日

大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

※なお、掲載期間経過後は、別紙を削除します。

【問合せ先】

大臣官房官庁営繕部管理課

契約事務改善推進官 瀬戸

契約第二係 舘野

TEL 03-5253-8111（内線23152・23155）

03-5253-8231（直通）